

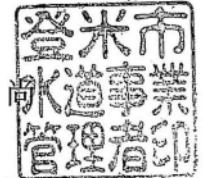


登米市水道事業訓令第2号

登米市水道事業に係る建設工事制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

登米市水道事業管理者  
登米市長 布施 孝



登米市水道事業に係る建設工事制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する訓令

登米市水道事業に係る建設工事制限付一般競争入札実施要綱（平成21年登米市水道事業訓令第16号）の一部を次のとおり改正する。

第3条中「5百万円」を「1千万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。